



美と金のトラブル多発！ ～若者に多い消費者被害～

令和4年度に成年年齢が18歳に引き下げられたことに伴い、成人になったばかりの若者がSNSや広告をきっかけとした『美』と『金』に関する消費者トラブルが増えています。

ゲーム

1 脱毛エステ

『無料脱毛体験』の広告を見て店舗に行ったところ、高額なコースの勧誘を受け、断り切れず契約してしまった。

ゲーム

2 副業サイト

『スマートフォンで簡単に稼げる』副業サイトの広告を見て申し込んだが、「200万円のサポートプランに入れば、確実にもうけが出る」と言われ「お金がない」と断ったところ、「もうけですぐ返済できるから」と消費者金融で借りるよう指示された。しかし、その後仕事は紹介されず連絡も取れなくなった。

対策のポイント

- ✓ 契約を急かす勧誘や、借金を促す勧誘に注意する
- ✓ 契約はその後のことを考えて慎重に検討する
- ✓ 不安があれば周りに相談する



クーリング・オフを知ろう！

クーリング・オフとは、消費者トラブルで起きやすい取引について、契約後一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度のことです。

▷クーリング・オフの方法

①契約書面の受領日を1日目とし、決められた期間内（訪問販売や美容医療などの契約は8日間、マルチ商法は20日間）に、販売会社へハガキまたはメールで通知する

※クレジット契約をした場合は、クレジット会社にも通知

②販売会社から返金してもらい、商品を引き取ってもらう

※関係書類やデータは、5年間保管しましょう



令和6年度 厚岸町消費生活 相談窓口相談件数

- 厚岸町消費生活相談窓口への相談
3件(前年度比+1件)
- 厚岸町消費生活相談窓口への情報提供
2件(前年度比±0件)
- 釧路市消費生活センターへの相談
8件(前年度比+5件)

(令和6年7月末現在)

少しでも不審だと感じたときは、行動する前に、家族や消費生活相談窓口、警察に相談しましょう！

厚岸町消費生活相談窓口(役場内) ☎52-3131(平日：8時30分から17時15分まで)

警察専用相談ダイヤル ☎#9110(平日：8時30分から17時15分まで)

消費者ホットライン ☎188(土日・祝日：10時から16時まで)